資料２

大 阪 湾 圏 域

広 域 処 理 場 整 備 基 本 計 画（案）

# 令和 4 年 4 月

大阪湾広域臨海環境整備センター

本書は、大阪湾広域臨海環境整備センターの業務に関し、

平成30年3月29日に主務大臣の認可を受けた大阪湾圏域広

域処理場整備基本計画を変更するため、広域臨海環境整備セ

ンター法（昭和56年法律第76号）第20条第１項の規定に基

づき、同条第２項の規定を遵守し、必要な事項を定めたもの

である。

## 目 次

1. 広域処理場の位置及び規模に関する事項 ････････････････････････1

1. 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域 並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する

 事項 ････････････････････････････････････････････････････････2

1. 広域処理場の建設工事の施行に関する事項 ･･････････････････････5

1. 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施

 に関する事項 ････････････････････････････････････････････････5

1. 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより

 造成される土地に関する事項 ･･････････････････････････････････6

1. 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する

 事項 ････････････････････････････････････････････････････････6

1. 広域処理場の位置及び規模に関する事項
	1. 埋立場所の位置及び規模

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 埋立場所名  | 位 置  | 規 模  |
| 面 積（ha）  | 埋立容量（万m3）  |
| 泉 大 津 沖埋立処分場  | 堺泉北港泉大津市夕凪町地先  | ２０３  | ３，１００  |
| 尼 崎 沖埋立処分場  | 尼崎西宮芦屋港尼崎市東海岸町地先  | １１３  | １，６００  |
| 神 戸 沖埋立処分場  | 神戸港神戸市東灘区向洋町地先  | ８８  | １，５００  |
| 大 阪 沖埋立処分場  | 大阪港大阪市此花区北港緑地地先  | ９５  | １，４００  |

* 1. 搬入施設の位置及び規模

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 搬入施設 | 名  | 位 置  | 規 模  |
| 取扱可能廃棄物量（ｔ／日）  |
| 姫 路 基 | 地  | 姫路市飾磨区今在家地区  | ６００  |
| 播 磨 基 | 地  | 加古郡播磨町新島地区  | １，７００  |
| 神 戸 基 | 地  | 神戸市灘区灘浜町地区  | ６，７００  |
| 尼 崎 基 | 地  | 尼崎市平左衛門町地区  | １２，０００  |
| 大 阪 基 | 地  | 大阪市西淀川区中島地区  | １２，０００  |
| 堺 基 | 地  | 堺市築港新町地区  | ９，９００  |
| 泉大津基地  | 泉大津市夕凪町地先  | ５，０００  |
| 和歌山基地  | 和歌山市湊浜ノ坪地区  | ２，１００  |
| 津 名 基 地  | 淡路市志筑新島地区  | １１０  |

1. 広域処理場において処理する廃棄物の受入対象区域並びに廃棄物の種類、量及び受入れの基準に関する事項
	1. 受入対象区域

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 府県名  | 区 域  | 府県名  | 区 域  |
| 郡 市 名  | 町 村 名  | 郡 市 名  | 町 村 名  |
| 滋    賀県 | 大 津彦 根長 浜近江八幡草 津守 山栗 東甲 賀野 洲湖 南高 島東 近 江米 原蒲 生愛 知犬 上   | 市市市市市市市市市市市市市郡郡郡  |             日野町、竜王町愛荘町 豊郷町、甲良町、多賀町   | 大    阪府 | 大 阪 市堺 市岸 和 田 市豊 中 市池 田 市吹 田 市泉 大 津 市高 槻 市貝 塚 市守 口 市枚 方 市茨 木 市八 尾 市泉 佐 野 市富 田 林 市寝 屋 川 市河内長野市松 原 市  |                    |
|  |  |  |  |  | 大 東和 泉箕 面柏 原羽 曳 野門 真摂 津高 石藤 井 寺東 大 阪泉 南四 條 畷交 野大阪狭山阪 南三 島豊 能泉 北泉 南南 河 内 | 市市市市市市市市市市市市市市市郡郡郡郡郡  |               島本町豊能町、能勢町忠岡町熊取町、田尻町、岬町太子町、河南町、千早赤阪村  |
| 京都府     | 京 都宇 治亀 岡城 陽向 日長 岡 京八 幡京 田 辺南 丹木 津 川乙 訓久 世綴 喜相 楽 船 井 | 市市市市市市市市市市郡郡郡郡 郡  |          大山崎町久御山町井手町、宇治田原町笠置町、和束町、精華町、南山城村京丹波町  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 府県名  | 区 域  | 府県名  | 区 域  |
| 郡 市 名  | 町 村 名  | 郡 市 名  | 町 村 名  |
| 兵 庫 県  | 神 戸姫 路尼 崎明 石西 宮洲 本芦 屋伊 丹相 生加 古 川た つ の赤 穂西 脇宝 塚三 木高 砂川 西小 野三 田加 西丹波篠山丹 波南あわじ淡 路加 東川 辺多 可加 古神 崎揖 保赤 穂  | 市市市市市市市市市市 市市市市市市市市市市市市市市市郡郡郡郡郡郡  |                          猪名川町多可町稲美町、播磨町市川町、福崎町、神河町太子町上郡町   | 奈 良 県  | 奈 良大和高田大和郡山天 理橿 原桜 井五 條御 所生 駒香 芝葛 城宇 陀山 辺生 駒 磯 城宇 陀高 市北 葛 城 吉 野  | 市市市市市市市市市市市市郡郡 郡郡郡郡 郡  |            山添村平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町川西町、三宅町、田原本町曽爾村、御杖村高取町、明日香村 上牧町、王寺町、広陵町、河合町吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、川上村、東吉野村  |
| 和歌山県     | 和 歌 山 市海 南 市橋 本 市有 田 市御 坊 市紀 の 川 市岩 出 市海 草 郡伊 都 郡  有 田 郡日 高 郡  |       紀美野町 かつらぎ町、九度山町、高野町湯浅町、広川町、有田川町美浜町、日高町、由良町、印南町、日高川町  |

* 1. 廃棄物の種類及び量

（単位：万m3）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 埋立場所名  | 一般廃棄物  | 産 業 廃 棄 物 ・ 災 害 廃 棄 物  | 陸 上 残 土  | 浚 渫 土 砂  | 計  |
| 泉 大 津 沖埋立処分場  | 390  | 720  | 1,270  | 720  | 3,100  |
| 尼 崎 沖埋立処分場  | 220  | 290  | 700  | 390  | 1,600  |
| 神 戸 沖埋立処分場  | 720  | 620  | 160  | 0  | 1,500  |
| 大 阪 沖埋立処分場  | 590  | 530  | 280  | 0  | 1,400  |
| 合 計  | 1,920  | 2,160  | 2,410  | 1,110  | 7,600  |

* 1. 受入れの基準

廃棄物の受入れの基準は、環境の保全、廃棄物の減量化等の施策の推進等を考慮して定め、受入れる廃棄物は、廃棄物の発生抑制、再生利用及び中間処理による減量化に努めた結果排出されたものであって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）その他の法令等に定める基準に適合したものとし、また、可燃性の廃棄物は焼却したもの、不燃性の廃棄物は破砕等したものとする。

1. 広域処理場の建設工事の施行に関する事項
	1. 工事期間

昭和62年度（1987年度）から約46か年

* 1. 工事に要する費用の概算額おおむね3,000億円
	2. 工事の施行

広域処理場の建設工事の施行に当たっては、廃棄物の処理が適切に行われるようこれを進めるとともに、各施設については、法令に定められた基準に基づき、廃棄物の種類、性状に応じて適切に選定、配置する。

なお、建設工事の施行に当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他

の港湾及びその周辺の海域における活動との調整について十分配慮する。

1. 広域処理場における廃棄物による海面埋立ての実施に関する事項
	1. 埋立期間

平成元年度から約44か年

* 1. 海面埋立ての実施

廃棄物の受入れに当たっては、廃棄物の検査・監視体制及び関係機関との連絡体制を整備し、不適正な搬入の防止を図り、廃棄物による海面埋立てに当たっては、廃棄物の性状及び造成される土地の利用形態を考慮して埋立てを行う。

なお、廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、輸送活動、漁業生産活動その他の港湾及びその周辺の海域における活動との調整

について十分配慮する。

1. 広域処理場における廃棄物による海面埋立てにより造成される土地に関する事項
	1. 土地の利用形態

 （単位：ha）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 埋立場所名  | 港湾ゾーン  | 都市ゾーン  | 環境ゾーン  | 計  |
| 泉 大 津 沖埋立処分場  | ９８  | ３７  | ６８  | ２０３  |
| 尼 崎 沖埋立処分場  | ４９  | ５１  | １３  | １１３  |
| 神 戸 沖埋立処分場  | ６９  | ０  | １９  | ８８  |
| 大 阪 沖埋立処分場  | ７８  | ０  | １７  | ９５  |

1. 広域処理場の整備に伴う環境保全上の措置に関する事項

広域処理場の建設工事の施行並びに廃棄物の搬入及びこれによる海面埋立てに当たっては、周辺地域における生活環境並びに港湾及びその周辺の海洋

環境の保全について十分配慮する。